

放送大学教材等に関する人権問題等対応委員会規程

平成24年3月14日

放送大学規程第2号

改正 平成25年3月13日、平成31年4月26日

(目的)

第1条 教授会に、放送大学教授会規程（平成22年放送大学規程第2号）第8条に基づき、教材等教育面での人権等の問題への対応等について審議するため、放送大学教材等に関する人権問題等対応委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 本学の放送教材・印刷教材等に関して生じた人権等の問題への対応に関すること。
- 二 その他人権等に関する事項で学長が必要と認めたもの。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長が指名する副学長 1名
- 二 各コースの教授又は准教授 各1名
- 三 事務局長
- 四 その他委員長が必要と認める者 若干名

(任期)

第4条 前条第2号及び第4号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(小委員会の設置)

第7条 委員会は、その所掌事項について調査、検討を行うため、小委員会を置くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、放送部放送管理課及び制作部の協力を得て、学務部教務課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

附 則（平成25年3月13日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。